

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

東みよし町は、徳島県の西北部に位置し、産業構造は農林漁業、製造業、サービス業と多岐に渡っている。事業所数は649あり、その大部分は中小企業が占めている。産業ごとの従事比率では、医療・福祉（約25%）、卸売業・小売業（約22%）、製造業（12%）、が上位を占め、次いで建設業（約8%）となっている。

本町は古くは木工製品を中心とした製造業や、商業で栄えてきた街である。近年、減少率は緩やかではあるものの、人口の減少傾向が続いており、少子高齢化が進展していく今後は、一層の人口減少が進んでいくものと見込んでいる。

古くから製造業や商業を中心に発展してきたが、高速道路の整備等、交通インフラの整備や住環境の改善がなされたことを背景に、現状はサービス業が最も従業員の従事比率の高い産業となっている。

現在、域内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、東みよし町では令和2年度に町の責務、中小企業者等の役割等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を地域社会が一体となって推進し、地域経済の健全な発展と町民生活の向上に寄与することを目的に、東みよし町中小企業振興基本条例を施行し、同条例で示した理念を具現化するための方針として、東みよし町中小企業振興ビジョンを策定した。

当ビジョンの重点項目である「地域中小企業の経営力向上・強化」「産業人材の確保・育成」「関係人口等の創出」「地域中小企業のグローバル展開支援」の達成に向け、東みよし町で事業を営む事業者が、自主的に経営改善と発展に取り組むことができるよう支援していくことが、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、徳島県西部にし阿波地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

東みよし町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が東みよし町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備は、雇用の創出及び安定を図る等の観点から、自己の工場や事務所等建築物の敷地内に設置されるもので、全量売電を目的とせずその発電電力を直接生産等に供するものに限り対象とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

東みよし町の産業は、幹線道路周辺、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、東みよし町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

東みよし町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が東みよし町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年4月1日～令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。